

# 東京工科大学職務発明規程

## (目的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）の教職員が行った発明等の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 特許権の対象となるものについては発明
  - イ 実用新案権の対象となるものについては考案
  - ウ 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
  - エ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
  - オ ノウハウを対象とするものについては案出
- (2)「職務発明」とは、本学の施設・設備・機材・費用を利用して行った研究等に基づく発明等をいう。
- (3)「知的財産権」とは、特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権、著作権法第2条第1項に規定する著作物に係る同法第21条から第28条に規定する著作権並びに本学が特に指定するノウハウ等の権利をいう。
- (4)「発明者」とは、職務発明をした教職員をいう。
- (5)「教職員」とは、本学の教授、准教授、講師（非常勤講師を除）、助教、事務職員、技術職員並びに片柳研究所の所員及び研究員をいう。

## (権利の帰属)

第3条 学校法人片柳学園（以下「法人」という。）は、職務発明に係る知的財産権を承継し、これを所有するものとする。ただし、法人が所有することを必要としないと認めるときは、発明者に帰属させることができる。

## (知的財産権委員会)

第4条 本学は、教職員が行った職務発明に係る知的財産権に関する事項を審議するため、知的財産権委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2. 委員会の構成その他必要な事項は、別に定めるものとする。

## (届出)

第5条 教職員は、職務発明に該当すると思われる発明等を行ったときは、職務発明届出書（様式1）により速やかに学長に届け出るものとする。

2. 学長は、前項の届出があったときは、直ちに大学事務局研究協力課（以下「研究協力課」という。）を經由して委員会委員長（以下「委員長」という。）に回付するものとする。

## (職務発明の審議)

第6条 委員長は、前条の届出書を受理したときは、速やかに委員会を開催し、当該発明等の取扱いについて決定しなければならない。

2. 委員長は、委員会の判定結果を学長に報告し、学長は、審議内容が適切であると認めた場合は、当該判定結果について理事長の承認を得るものとする。
3. 学長は、理事長の承認を得た判定結果について判定結果通知書（様式2）により速やかに発明者に通知するものとする。

（権利譲渡書）

第7条 教職員からの届出による発明等が、前条第2項の規定に基づき法人帰属として出願が適当であると決定されたときは、発明者は、権利譲渡書（様式3）を法人に提出しなければならない。

（出 願）

第8条 法人は、発明者から前条の規定に基づき権利の譲渡を受けた場合は、当該発明等の出願に係る必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

2. 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、法人が負担するものとする。
3. 発明者は、第6条第1項の規定に基づく審議決定以前に出願を行ってはならない。ただし、発明者が第5条第1項の規定に基づく届出を行った後、緊急に出願を行うべきであると法人が判断した場合は、この限りではない。

（審査請求）

第9条 学長は、出願後3年以内に特許法に基づく審査請求を行うべきかどうかについて委員長に対して諮問しなければならない。

2. 委員長は、前項の判定結果を学長に報告し、学長は、審議内容が適切であると認めた場合は、当該判定結果について理事長の承認を得るものとする。
3. 学長は、理事長の承認を得た判定結果について判定結果通知書（様式2）により速やかに発明者に通知するものとする。
4. 審査請求をしないことに決定した発明等については、発明者が希望すれば、無償で発明者に譲渡できるものとする。

（特許等の維持管理）

第10条 学長は、登録後3年を経過しても収入を得る可能性のない特許等については、当該特許の維持管理を継続すべきかどうかについて委員長に対して諮問しなければならない。

2. 委員長は、前項の判定結果を学長に報告し、学長は、審議内容が適切であると認めた場合は、当該判定結果について理事長の承認を得るものとする。
3. 学長は、理事長の承認を得た判定結果について判定結果通知書（様式2）により速やかに発明者に通知するものとする。
4. 維持管理を継続しないことに決定した特許等については、発明者が希望すれば、無償で発明者に譲渡できるものとする。

（異議申立手続き及び判定通知）

第11条 発明者は、第6条第3項、第9条第3項又は第10条第3項の判定結果に異議があるときは、異議申立書（様式4）を学長に提出することができる。ただし、異議申立ては1回限りとする。

2. 学長は、前項の異議申立書を受理したときは、直ちに研究協力課を経由して委員長に回付するものとする。
3. 委員長は、前項の申立書を受理したときは、速やかに委員会を開催しなければならない。

4. 委員長は、前項の判定結果を学長に報告し、学長は、審議内容が適切であると認めた場合は、理事長の承認を得て当該判定結果を異議申立審査結果通知書(様式5)により異議申立者に通知するものとする。

(発明者への対価)

第12条 法人帰属とした特許等の権利行使により収入を得た場合の配分については、その益から特許出願・審査請求・維持管理・技術移転等に係る諸経費を控除し、その残額から10%を事務経費として控除し、法人に30%、研究ユニットに30%、発明者に30%を還元するものとする。

(受託研究の結果生じた発明等)

第13条 受託研究の結果生じた発明等については、原則として委託先との契約内容に従うものとする。

(著作物の利用)

第14条 法人は、教職員が職務発明により創作した著作物及び教員の指導に基づき学生が授業の課題(卒業課題・卒業研究を含む。)として提出した著作物(修士論文及び博士論文を含む。)については、次の各号の場合に限り自由に利用できるものとする。

- (1) 学内で教材として利用する場合
- (2) 法人又は大学が発行する出版物に掲載する場合
- (3) 大学の学内及び学外版ホームページに掲載する場合

(庶務)

第15条 この規程に基づく庶務は、研究協力課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成16年7月21日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成14年4月1日施行の知的財産権に関するガイドラインは廃止する。
1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。